

役場職員の人事異動

総務課職員係

☎(288)1212

《参事》

▽参事兼防災担当課長兼安全防災交通係長・清水洋一（建設農林課長兼農業委員会）

《課長》

▽会計管理者・井上竹夫（議会事務局長兼監査委員兼固定資産評価審査委員会）

▽総務課長兼選挙管理委員会・伊本貴志（総務課長兼管理係長兼選挙管理委員会）

▽税務住民課長兼公金収納係長・中澤志伸（教育委員会・生涯学習課長）

係長・川島透（環境上下水道課長）
▽村づくり観光課長兼村づくり振興係長・朝倉義則（村づくり観光課副課長兼商工観光係長兼ふれあいセンター館長）
▽建設農林課長兼農業委員会・村上貴史（村づくり観光課長兼村づくり振興係長）
▽教育委員会・生涯学習課長・岩澤賢一（教育委員会・学校教育課副課長）
▽議会事務局長兼監査委員兼固定資産評価審査委員会・杉山洋正（税務住民課長兼公金収納係長）

祝100歳！

川田ミサ代さんに
敬老祝金品が
贈呈されました。



川田ミサ代さんが4月で100歳を迎えられ、4月9日に岩澤村長から敬老祝金品が贈呈されました。

教職員の人事異動

緑小学校

《着任》

《校長》

▽船津慎一（再任用）

《教頭》

▽石田雅樹（中新田小）

《教諭》

▽本田祐平（有馬小）

《昇任》

《事務主幹》

▽上村源次郎（自校昇任）

《転任》

《教頭》

▽町田一則（県央教育事務所・指導課）

《教諭》

▽平山佑佳（東柏ヶ谷小）

《退職》

《校長》

▽船津慎一（定年退職）

緑中学校

《着任》

《教頭》

▽中澤克枝（荻野中）

《教諭》

▽上田杏（新採用）

《昇任》

《校長》

学校教育課学校教育係

☎(288)1215

▽則包大輔（自校昇任）

《転任》

《校長》

▽本間隆司（県こども教育支援課）

《教諭》

▽佐々木優輔（藤塚中）

宮ヶ瀬中学校

《着任》

《総括教諭》

▽遠藤大地（林中）

▽木室典久（再任用）

《転任》

《教諭》

▽中道裕希（厚木中）

《退職》

《総括教諭》

▽木室典久（定年退職）



年金国民

老齢基礎年金の繰上げ受給と繰下げ受給

老齢年金の受給は原則として65歳に開始しますが、本人の希望により、60歳から64歳の間に繰上げて受給、または66歳から75歳の間に繰下げて受給できます。ただし、1月あたりの年金額は、繰上げた月数により減額し、繰下げた月数により増額します。※減額率・増額率は生涯変わりません。詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

記号一覧

他	費	対	日
その	費用	対象	日時
他			
問	申	内	期
問	申	容	間
問	申	講	場
問	申	師	所
問	問		
問	問		

各種相談会を開催

総務課管理係

☎(288)1212

法律などの相談や行政に関するご意見などをお伺いする相談会を開催します。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

法律相談

☎ 5月22日(木)午前9～11時

場 生涯学習センターせせらぎ館3階・研修室

対 村内在住者3人(予約必要)

内 相談の内容／離婚や相続などの法律相談

相談時間／1人30分間

費 無料

申 5月15日(木)まで

行政相談委員による

定例相談会

☎ 5月22日(木)午前9～11時

場 生涯学習センターせせらぎ館3階・活動室1

対 村内在住者

内 相談の内容／行政に関するご意見やご要望

費 無料

申 不要

国勢調査の調査員を大募集

政策推進課政策推進係

☎(288)1213

10月1日を調査期日とし、

日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした国勢調査の実施に伴い、調査員を募集します。

対 次の要件を全て満たす村

内在住の20歳以上の方

①責任を持って調査でき、

秘密を守れる方

②警察や選挙に直接関係

ない方

③暴力団と関係がない方

募集人数／16人

内 任期／9月1日(月)～

10月31日(金)(予定)

報酬／5万円程度(調査

区数、世帯数で変動あり)

申 5月15日(木)までに申

込書を政策推進課へ提出

してください。

※申込書は、政策

推進課窓口で配布、

または村ホームページからダウンロ

ード可



詳しくはこちら

国民健康保険の届出を忘れずに

税務住民課住民保険係

☎(288)3849

国民健康保険は、他の健康保険に加入していない方のための保険です。他の市町村への転出や、職場の健康保険に加入したときなどは、脱退の届出が必要です。届出を忘れると保険料が二重に賦課されます。

他の市町村から転入したときや、退職などで職場の健康保険の資格が無くなったときなどは、加入の届出が必要です。加入・脱退の事由が発生したら、14日以内に届出てください。

人間ドックの費用を助成

税務住民課住民保険係

☎(288)3849

医療費の適正化の推進と、被保険者の健康管理に役立てることを目的に、人間ドックを受ける際にかかる費用を一部助成します。

対 ①20歳以上の国民健康保険加入者

②保険料の滞納がない世帯の方

③令和7年4月～令和8年3月中に人間ドックを受けた方

④村が実施する集団検診(やまびこ健診)および個別健診(医療機関での健診)を受診していない方

内 助成額

①20～39歳の方：2万円を上限

②40歳以上の方：2万円を上限 ※来年3月末時点の年齢です。

申 来年3月までに、人間ドック結果票(問診票を含む)、領収書(受診者、料金、人間ドックであることが分かるもの)、振込先の口座が分かるものを持参し、担当課で申請 ※申請は、年度内1人当たり1回限りです。

他 人間ドックの結果に応じて、特定保健指導を受けていただく場合があります。

神奈川県によるマイナンバーカードの申請をサポートする窓口を開設します。

☎ 6月1日(日)、8日(日)午前9時～午後5時

場 生涯学習センターせせらぎ館1階 談話コーナー

内 顔写真の無料撮影、交付申請書の作成支援

他 本人確認書類(運転免許証など顔写真付きの公的書類は1点、健康保険証(資格確認書)などは2点)を持参して下さい。※申請日当日にマイナンバーカードの受け取りはできません。

問 税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

マイナンバーカードの住所変更

税務住民課住民保険係
☎(288)3849

「マイナンバーカード」は住所変更の手続きが必要

引越などにより、マイナンバーカードに記載されている住所や氏名が変更になった場合は、お住まいの役場、役所で記載内容変更の手続きを行ってください。※手続にはマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号が必要です。

転入届を提出する際、マイナンバーカードの手続きをせず、90日が経過するとマイナンバーカードは失効してしまうため、ご注意ください。

マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178
平日/午前9時30分～午後8時、土日祝/午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)



コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンスのため、下記のサービスが利用できません。
※税務住民課窓口での証明発行は通常どおり行っています。

停止日時
5月21日(水)終日

利用できないサービス

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書

問 税務住民課住民保険係
☎(288)3849

地球のみんなで環境美化活動！

ク リ ー ン キ ャ ン ペ ー ン & ヤ マ ビ ル 駆 除

日 6月8日(日)午前8時30分から

※予備日6月15日(日)

※前日の午後5時に実施の有無を防災行政無線で放送します。

※雨天の場合は予備日に延期とし、予備日が雨天の場合は中止とします。

場 自治会周辺の道路など

内 (1) 不法投棄された可燃ごみ・不燃ごみの収集

(2) 県・村道沿いの雑草・支障木の除去

(3) ヤマビル駆除(実施いただける自治会には殺ヒル剤と噴霧器の貸し出します。)

他 ①全世帯を対象とし、1世帯につきビニール袋1枚と軍手1組をお渡しします。

②収集したごみは分別し、ごみ集積所に出してください。

③刈り取った草や汚泥は余地へ処分してください。余地へ処分できない場合など、処分に困った際はご相談ください。なお庭の植木などの枝切りや、一般家庭ごみは出さないでください。

※刈った草はかき集めておくとヤマビルが生息しにくい環境をつくることができます。また、集めた草をかき混ぜながら殺ヒル剤を散布すると、さらに効果的です。

④予備日が中止の場合、各自治会での自主的な実施をお願いします。事前にご連絡をいただいた場合のみ、ごみを回収します。

問 環境上下水道課環境係

☎(288)3862



蜂の巣の駆除費を助成します

村内に住所を有し住居の用に供する敷地内において、蜂の巣を駆除業者により駆除した方を対象に、駆除費用の2分の1(スズメバチの巣の場合、上限1万5千円。その他の蜂の巣の場合、上限1万円)を助成します。

申請には、蜂の巣の位置図および写真(駆除前後の状況が分かるもの)、領収書の写し、振込口座が分かるもの、印鑑を持参のうえ、環境上下水道課に申請してください。

問 環境上下水道課環境係 ☎(288)3862



特定計量器の定期検査

村づくり観光課
商工観光係
☎(288)3864

取引または証明に使用している「計量器（はかり）」は、県知事が行う定期検査を受けることが、計量法で義務づけられています。

対・商店などで商品の売買に使用するはかり

・病院・薬局などで調剤用に使用するはかり

・学校・幼稚園・保育園・病院などで身体検査に使用するはかり

・運送業者などが貨物の運賃算出用に使用するはかり

・農作物・水産物などの売買・出荷などのために

空き家解体費補助金を拡充しました

村づくり観光課
村づくり振興係
☎(288)3864

村内に個人で所有する（不動産事業者などは除く）空き家を解体された方に補助金を交付します。今年度より、補助上限額を50万円から100万円に拡充しました。

対①「空家等情報提供事業」

使用するはかり・工場・事業場などで原材料購入・製品販売・出荷のために使用するはかり

内公益社団法人神奈川県計量協会が個別巡回し検査を行います。

期5月19日（月）～30日（金）
費1台につき500円、3100円程度（県条例に定める手数料）

他対象となる計量器を使用している方で、2年に1度実施されている定期検査をこれまで受けたことがない方はご連絡ください。

村づくり観光課
村づくり振興係
☎(288)3864

に登録している空き家を解体し、売地へ登録変更した所有者

②空き家を解体し、支払いが完了した日から3か月以内に「空家等情報提供事業」に売地として登録した所有者

録した所有者

内施工業者を利用した補助対象工事に要する経費（消費税などを除く）の3分の1以内※千円未満切り捨て、上限100万円

補助対象工事…空き家を解体、撤去または処分し、更地にする工事 ※家財、塀、車庫などの処分も含む（その他、要件あり。詳しくは村ホームページを参照）

申請書に必要書類を添えて、村づくり観光課窓口へ提出※交付申請期間は、支払い完了日から6か月以内

ヤマビル被害防除対策事業

建設農林課農林係
☎(281)9436

ヤマビル被害の軽減を図るため、ヤマビル忌避剤・殺ヒル剤を割引販売します。

対村内在住者

期通年販売※平日の午前8時30分～午後5時15分

費①ヤマビルファイター（忌避剤）1本500円（急避剤）1本500円

②ヤマビルジェット（殺ヒル剤）1本300円

※販売本数は、1世帯当



くは村ホームページを参照）

申請書に必要書類を添えて、村づくり観光課窓口へ提出※交付申請期間は、支払い完了日から6か月以内

他申請書は、村づくり観光課窓口で配布または村ホームページでダウンロード可。

場清川村役場1階・建設農林課窓口

ヤマビル駆除にご協力を

自治会などでヤマビル駆除を実施する場合、液体殺ヒル剤や噴霧器、草刈機を無償で貸し出します。

※草刈機の燃料は、使用者でご用意ください

村内の放射線量の測定結果を公表

空間放射線量を測定し、役場庁舎1階・ロビー内掲示板とホームページで公表しています。ご覧ください。

※4月21日に実施した空間放射線量の測定結果（各地点地表100cmで測定。国の基準（目標値）は0.19 μ Sv/h）

緑小学校	緑中学校	宮ヶ瀬小・中学校	清川幼稚園	あおぞら保育園	運動公園	圧送センター前	消防訓練所	第3分団器具倉前	宮ヶ瀬水の郷
0.022	0.024	0.036	0.033	0.026	0.030	0.030	0.047	0.036	0.037

問 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212 ※放射線測定器を貸し出しています。詳しくは、お問い合わせください。

